

## 令和3年度第2回青森県男女共同参画審議会

日 時 令和3年8月31日（火）

10：30～12：00

場 所 ウェディングプラザアラスカ

3階 エメラルド

【出席委員】大矢委員、山下委員、葛西委員、小笠原裕委員、大澤委員、佐々木委員、辺田委員、三上委員、松木委員、小笠原尚子委員、久保田委員、千田委員、蒔苗委員

【欠席委員】清水委員、林委員

### 【議事次第】

1 開会

2 挨拶

3 議 事

(1) 次期あおもり男女共同参画プラン原案について

(2) 次期あおもり男女共同参画プランの成果目標（案）及び参考データ（案）について

(3) 男女共同参画の推進に係る主な取組・関連事業（令和2年度実績・令和3年度計画）について

(4) その他

4 閉会

### 【配布資料】

資料1 次期あおもり男女共同参画プラン原案

資料2 次期あおもり男女共同参画プラン事務局素案に対する検討事項・意見

資料3 次期あおもり男女共同参画プラン事務局素案に対する意見等（あおもり女性活躍推進協議会・幹事会）

資料4 次期あおもり男女共同参画プランの成果目標（案）

資料5 次期あおもり男女共同参画プランの参考データ（案）

資料6 男女共同参画の推進に係る主な取組・関連事業（令和2年度実績・令和3年度計画）

資料7 次期あおもり男女共同参画プランの策定スケジュール（案）

資料8 次期プラン原案に対する山下委員からの御意見等

(司会)

ただ今から令和3年度第2回青森県男女共同参画審議会を開催いたします。

はじめに環境生活部長の佐々木からご挨拶を申し上げます。

(佐々木部長)

皆さん、おはようございます。環境生活部長の佐々木でございます。

本日はお忙しい中、令和3年度第2回青森県男女共同参画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また皆様には日頃から男女共同参画をはじめ、県行政全般にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

7月に開催いたしました前回の審議会では、事務局の方で作成いたしました次期プランの素案についてご審議をいただきました。本日は前回いただきましたご意見、それからその後いただきましたご意見、そしてあおもり女性活躍推進協議会から頂戴いたしましたご意見等を基にいたしまして、素案を修正した次期プランの原案についてご説明をさせていただきたいと思っております。そして皆様からご意見を頂戴したいと考えております。

また今回は、プランを進めるなかで達成を目指す水準となります成果目標の案と、参考データ(案)につきましても、皆様のご意見を頂戴したいと考えております。

本日頂戴いたしましたご意見を踏まえまして、今後、事務局においては再度整理をさせていただきまして、10月頃を目途に県民の皆様から広くご意見を承るパブリック・コメントを実施するという手順になっております。

委員の皆様には、本日、限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

(司会)

本日の会議の成立についてご報告申し上げます。当審議会の開催に当たっては「青森県附属機関に関する条例」第6条第3項の規定により、委員の半数以上の出席が必要とされておりますが、本日は委員15名中13名の方にご出席いただいておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは議事に入ります。ここから先の議事進行は青森県附属機関に関する条例により、会長が議長を務めることになっております。大矢会長、よろしく願いいたします。

(大矢会長)

皆さん、おはようございます。

なかなか厳しい時期ですけれど、集まることができたこの機会ですので、今日は皆さん、一人ずつ、きちんとご意見をいただけるように調整したいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では早速、次第に従って議事を進めてまいります。まず一番上ですが、(1)次期あおもり男女共同参画プラン原案につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局の八木でございます。よろしくお願いいたします。

本日は皆様からのご意見をたくさん頂戴したいと思っておりますので、こちら事務局からの説明はかいつまんで短めに進めていきたいと思っております。

お手元の資料1をご覧ください。こちらは前回の資料と違いまして、前回は左右を比較して古い案と新しい案を並べておりましたけれども、今回は1つに束ねた新しい案だけのA4サイズで作った資料となっております。

1枚目の表紙の下に凡例がいくつか書いてあります。二重線のアンダーラインを引いたところが、この審議会の委員の皆様からいただいたご意見によって修正したところになります。波線のアンダーラインがその他の関係各所、女性活躍推進協議会からいただいたご意見で修正したところ。そして点線でアンダーラインを引いたところは、事務局の方で気づいて修正したものとか、県庁内の他所の課からいただいたご意見などで、事務局で判断して修正したものであるということになります。

資料1は横に一旦置いて、その都度めくっていただきながら、資料2・資料3でご説明させていただきます。

まず資料2でございます。審議会の皆様からいただいたご意見を反映したものであるということで、中身は2ページ分ということになっておりますが、この中からさらにかいつまんだご説明とさせていただきます。

字句の修正で趣旨の変わらないところは省略させていただきます。1ページ目の左側の通し番号で③と書いているところでございます。こちら資料1でいくと26ページということになります。資料1の26ページも合わせてご覧いただきたいと思っております。

こちらは前回、議論のあったところですが、上から6つ目の○のところでございます。貧困の状況というのは性別による違いがあるというフレーズのところでございます。ここで男性よりも女性の貧困率が高いということ表現しておったのですが、こちらのご意見は、「女性の貧困率が高いということに限らず、男性が社会的孤立を高めがちだという側面もあるでしょう」ということなので、あくまでも女性の貧困率が高いというのは1つの例示であるということで、「例えば」というこの3文字を入れた方が適切ではないかというご意見でございまして、事務局で検討した結果、「例えば」の3文字を挿入した修正案とさせていただきます。

続きまして資料2の2ページになります。資料1ですと30ページが該当箇所ということになります。資料1の30ページ 重点目標8「女性に対するあらゆる暴力の根絶」というタイトルでございます。

こちらに対するご意見として、性別に基づく暴力、あるいは女性に対する暴力をはじめと

する性別に基づく暴力等々といった修正意見がございました。

事務局の対応案は、タイトルを変えずに脚注を付けるという形で示させていただいております。資料1の30ページ、重点目標8のタイトルに脚注番号をつけておりまして、16の脚注で「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に対し、「被害者の多くは女性ですけれども、男性や性的マイノリティの被害者もいるため、支援の対象を女性に限るものではありません」という脚注を付けさせていただきました。

続きまして資料2の2ページの⑤のところでございます。こちらは同じ資料1でいうと30ページのところになりますけれども、○の下から2つ目になります。職場においてのさまざまな取扱禁止等々を書いたところでございます。

こちらについては、より正確なところをご指摘いただきまして、根拠となる法律や義務付けされた案件も複数あり、それらを全部並べているとあまりにも長くなりますので、根拠法のところを省いて義務付け内容を羅列したようなかたちで整理したものというようになっております。

差別的取扱禁止の他、セクハラ、育休に関するハラスメント、パワハラといった各種ハラスメントをしないようにということが事業主に義務付けられたということを並べて書いているというようなところということになります。

以上が主な修正点ということになります。

続きまして資料3、こちらは女性活躍推進協議会からのご意見ということでございまして、こちらもいくつかかいつまんでご説明させていただきます。

資料3の1ページ、字句の誤りと修正とか新しい数字に更新したとかいうものを省きまして。資料1ページの③、9ページに戻っていただきます。

資料1の9ページでは(9)として新型コロナウイルス感染症の影響というようなことを書かせていただいております。ここについて、「この影響を裏付けるデータが果たしてあるのだろうか。慎重に取り扱うべきではないか。」というようなご意見がありまして、事務局の対応案といたしましては、「全国的にはこのような背景だというのはあり、これらは本県でも同様に懸念されている」というような表現でお示しました。青森県の独自のデータというのが、今、明確には掴めていないところがございますので、全国的な状況を類推して青森県も懸念されるというような表現にしたというのが対応案でございます。

資料3をめくっていただきまして主なところということで⑥、資料1でいきますと12ページになります。ここは資料1の12ページ下の方、大目標の下のところ3つの基本目標というセクションがございます。そちらは、現行プランでは、主な修正点、第3次から第4次にかけての主な修正点を書き並べていたところだったのですが、今回はそれほど大きな修正点がないので、こちらの資料1のこのセクションは基本目標を概括的に書いているようなセクションということになりました。

ところが現行プランをそのまま横置きでスライドして持ってきてしまったものですから、内容的に欠けている部分があり、今回そういったご指摘もありましたので、12ページ①と

して1つ項目を追加し、基本目標1をまんべんなく説明したような形に直させていただきました。

それから資料3の3ページに移っていただきます。⑦と⑧のご意見は同じようなご意見でございまして、資料1でいきますと12ページの下の方の③というところがございます。パートナーという言葉が使われている部分でございます。

資料3をご覧くださいますと、まず⑧の方のご意見としては、「パートナーを男性と特定するのはいかななものか」というようなご意見でございました。そして⑦の方を見ていただきますと、さらに男性とは限らないうえに同居人がパートナーであるとも限らない。例えば兄弟間、弟やお兄さんはあまり家事をやらないで、お姉さんや妹ばかりが家事をするというようなことだってあり得るのではないかというようなご意見もございまして、これら⑦、⑧のご意見を参考に、「家事育児等に対する家庭内の性別役割分担意識の解消」というような言葉でもって表現させていただきました。

同じような表現が、実は資料1の20ページにもございましたので、20ページの上から3つ目の○の「パートナーである男性が家事子育て介護」と書いているところを修正させていただきます。

それから資料3の3ページの最後の⑩のところがございます。ご指摘の欄の最後のところにミスプリントがありました。「女性の多くを占める」という引用部分、これは「女性が多くを占める」というふうに資料1では書かれていたところがございます。資料1の22ページでございます。「こちらの「女性が多くを占める」という記載が不要ではないかと、非正規労働者の解雇は男性にもあり得るのではないか」というようなご意見でございました。こちらについては事務局としては修正せずに現状のままというような案で考えております。女性の方が非常に大きく影響を受けているというところを表現したかったというところがあって、資料1の22ページの下から2つ目の案のところがございます。「女性が多くを占める」という表現をそのまま残させていただきたいというのが、事務局の対応案ということになります。

それから資料3の4ページの⑫でございます。資料1でいきますと27ページになります。こちらのご意見は、施策の方向3 性的マイノリティに関するところがございますけれども、安心して生活できる環境整備についてなぜ記載がないのかと。そこを④というかたちで環境整備というのを追加してもらえないのかというご意見でございました。

事務局の案としましては、この③のところに性的マイノリティに関する相談等の充実ということを書いておりまして、このなかで環境整備的なものを含んでいるという考えでもって、現状のままとさせていただきます。

それから資料3でいきますと⑭、資料1の30ページのところがございます。こちらは先ほど説明させていただいたものと同じでございます。バックデータが本当にあるのかないのかというところの話でございますので、修正の方向としては「全国的にはそういうような状況があり、本県でも同様なことが懸念されています」というような表現に変えています。

資料1の30ページでいきますと、3つ目の○のところ。「全国的に」、「そして本県でも」というような修正をさせていただいております。

同じようなものがもう1点、資料3の5ページの⑰のところでございます。資料1でいきますと36ページの4つ目の○、まん中よりちょっと下のところでございますけれども、コロナの関係でという流れのなかで、「全国的にそういったデータがあり、本県でも同様に懸念されている」というような修正をさせていただきました。

それから資料3の最後の⑱のところでございます。これはどこがというご指摘ではなかったのですが、「偏見が植え付けられて育てられている」というご指摘でございます。これも確かにそのとおりだと思ひまして、事務局としては、資料1でいきますと36ページ、今のお手元の資料ですと上から2つ目の○のところ、ここに新規に1つ段落を追加させていただきました。ここは一番上の○が「偏見が根強く残っています」という現状を書いております。そしてこの資料の3つ目の○は、その偏見が起す弊害を書かせていただいております。その間をつなぐかたちで、なぜそんなに根強く偏見が残っているのかというその背景や理由のようなことを、この資料3でいただいたご意見を参考にしまして、アンコンシャス・バイアスが小さい頃から長年に渡り形成されてきていることがその背景にあるのではないかと一文追加させていただきました。

以上が資料3、女性活躍推進協議会の皆様からのご意見でございました。

これ以外に点線の箇所は、事務局の方で直したもののなのですけれども、いくつかあるなかで1点だけご説明させていただきたいのは、資料1でいきますと31ページでございます。

資料1の31ページでいろいろ大きく変えたところがあり、施策の方向2 DVへの対策の推進というところがございます。こちらは審議会でのご意見・ご議論があった中では、「子どもの保護」というようなことを入れるべきではないかというご意見がありまして、「同伴した子どもの保護・支援」ということを書いておりました。

しかし、子どもを同伴した場合だけでなく、子どもを家に置いてきてしまった場合であっても、その子どもの保護が必要であるため、「同伴した」という限定するような表現を避けて、「被害者ならびにその子どもの保護・支援」と変えております。

それからその下に①から④まで書いておりますけれども、せっかく子どもの保護を入れたので、②に「子どもに対する支援の充実」と追加したのですが、ここは第4次青森県DV防止被害者支援計画の基本目標を記載しているところであり、計画と一致させているのが今回の修正案であります。例えば②は「被害者保護対策の充実」を掲げていて、この中には子どもに対する支援が含まれているということでございました。

担当課からそういったご意見がありましたので、第4次青森県DV防止被害者支援計画の記載と整合性をとって、計画の記載に合わせるということにさせていただいたというものでございます。

それから同じページの施策の方向3の④、単純にこれを削除させていただきました。こちらは警察の方からいただいたご意見ですけれども、「法律に基づく厳正な対処」というのは

当たり前のことであり、敢えて書かなくてもいいのではないかというご意見から削除させていただいたというところです。

31ページはこのようなかたちですけれども、こういったものが事務局の方で修正したものとなるということでございます。

その他、今日は当日配付ということで資料8という資料もお渡ししております。山下委員からご意見をいただいております。こちらについては、金曜日の午後いただいたということもあって、事務局の対応案とかも整理しきれませんでしたので、とりあえず今回はご意見いただいたものを資料としてご提供するというところで終わっております。以上でございます。

(大矢会長)

ありがとうございます。

今、説明いただきました内容について、ご質問ですとかご意見ですとか、おありの方いらっしゃいましたらお願いします。

(事務局)

資料8の対応案については、あまり時間がなくてということでこういうかたちで終わってしまいましたけれども、後日、その結果を整理して皆様にご提示させていただきたいと思っております。

(大矢会長)

ありがとうございます。

ここにさまざまなご意見があって、修正された部分と修正されなかった部分、このままですという部分もあるようですし、また新たに資料を送っていただいてから出てきた意見というものもあると思いますので。そうですね、さまざまご意見あると思うのですが、確認をしておきたいということなどあります。結構ボリュームがありますけれども。語句ですとか、用語の使い方等で、それはどうかという質問がなければそれぞれのご意見を伺っていきたいと思います。

(三上委員)

資料3の1ページの③の部分です。新型コロナウイルスの影響ということで、これが「全国的には」ということで表現を変えられたということなのですが、青森の中でもどのくらいの影響があったとか、調査などはされるものなのでしょうか。

(大矢会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。

(事務局)

こちらに書かれている背景、すべてをまかなうような調査はちょっと大がかりなものになるので、今、目先ですぐ何か考えているというものはございません。

一方、国の方では今、予算を付けて、コロナの影響がどんなものなのか全国的な調査をするということを聞いてはおります。ただ、それが都道府県別まで出るのかどうかというところが非常に気になっているところがございます。それが出ないようなのであれば、こちらとしてもこのすべてをまかなうものでないとしても、一部だけでも調査をしていきたいなとは思っております。

(大矢議長)

ありがとうございます。

ご意見いかがでしょうか。葛西委員、いかがですか。

(葛西委員)

青森商工会議所の葛西でございます。ありがとうございます。

まず新しいプランの施策体系につきまして、主な改正点の中にも触れられておりますけれども、全体の体系については新しい課題も入れ込まれておりますし、整合性がとれてダイナミックに構成されていると考えています。

今日の議論の対象ではないかもしれませんが、今後、実効性を高めていくという観点で、行政当局、教育分野あるいは経済界、それぞれ関係した分野の共通認識というか意識の共有化というか、そういったことをどう図っていくか、それをどう活動の連携につなげていくか、そういったことが一番大事なのかなと今、感じております。

あと1つ、女性という意味では私ども商工会議所も県の商工労働部と連携しまして、女性の起業・創業を促進する取組を今、強化をしています。これは一歩を踏み出すことに躊躇している女性ですとか、それから潜在的なものを掘り起こしていくという意味で、これからも力を入れていきたいと思っております。以上になります。

(大矢議長)

ありがとうございます。

今の起業のお話ですと、本当にやる気はあるのだけれども、世間の慣習でもってなかなか踏み出すことができないという方に関してのいろんな人たちの意識を変えていくことをしながらというのは大切なことですよ。ありがとうございます。

ご自身から手を挙げていただいてももちろん構わないのですが、どうでしょう。松木先生、いかがでしょうか。

(松木委員)

資料を見るのが精一杯で、なかなか。私としては提案どおりでよろしいのではないかと  
思っていますけれど。

(大矢議長)

ありがとうございます。

貴重なご意見でした。ありがとうございます。佐々木さん、いかがでしょう、今回の案を  
ご覧になって何か思われることがありますでしょうか。

(佐々木委員)

そうですね。私も細かいところまでよく気を使っているなというのは感  
じますので、今回の提案でよろしいと思います。

(大矢議長)

ありがとうございます。

千田委員、いかがですか。

(千田委員)

印象としては、これまでも会議を重ねて、皆さん素晴らしい意見を出して、事務局さん大  
変だったと思いますけれども。本当にいい計画になっているのではないかと思います。

あとはDVの部分の中で、31ページです、先ほど事務局さんの方からも説明ありました  
ように、子どもの保護・支援というところがなくなったのは、第4次DV防止被害者支援計  
画に基づいてということで、それは分かるのですけれども。本当に子どもとDVの関係性、  
まだ未だに「DVって何で逃げないの?」とか、「何でお母さん助けないの?」というのを  
いっぱい思っている、まだまだそういうDVの本質みたいなものも、子どもに対する影響と  
いうものも、なかなか明らかというか明らかになっているのに発信されていないという  
ところがありますので、どうぞ担当課さんと一緒に、是非子どもへの、やはり100%では  
ないけれども連鎖ってありますし、それしか分かなければそうしかできないという  
ところを断ち切っていかなないとなかなかなくなるのは難しいと思いますので、そういうふう  
に感想を持ちました。よろしく願いいたします。

(大矢議長)

31ページ、ちょっと見出しが変わってしまいましたけれども、変わったというか元に戻  
ったというか、計画の表現が変わってしまいましたけれど。それでよろしいですか。

(千田委員)

はい。

(大矢議長)

中身は第4次DV防止被害者支援計画を踏まえてということですので。ありがとうございます。

小笠原さん、どうぞ。

(小笠原裕委員)

小笠原でございます。

ただ今、事務局の方からプランの原案につきましてポイント的な詳細な説明があったところでございます。私といたしましては、審議会の委員はじめ、女性活躍推進協議会の幹事として関係各課からも全般に渡りまして多くの意見が寄せられた内容に修正されておりました、大変内容的に充実したものとなっておりまして、このまま原案としてよろしいのではないかと感じております。以上でございます。

(大矢会長)

ありがとうございます。

概ね皆さん、大体「いいんじゃない？」というお考えだというような感じがいたします。山下先生、たくさんご意見を頂戴したのですが、今日この場で1つ、2つ、もしどうしても主張しておきたいという部分があればおありでしたら。

(山下委員)

ありがとうございます。

今日は、これをということはございません。前回、たくさんお時間をいただきましたので、それを避けたいということもあって資料として提出をさせていただいたものです。

先ほど、金曜日の午後提出とご説明いただいたのですが、一応、金曜日の午前中にはお送りしたので申し上げておきたいと思います。ご検討いただければ幸いです。あるいは今日、机上に配付をしていただきましたので、これに基づいて他の委員からご意見がございましたら、是非ご発言いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(大矢会長)

ありがとうございます。

資料8につきましては、皆さんに先ほど渡ったばかりですので、なかなかすぐには出てこないかもしれないのですけれども。この指摘の問題の部分について、それからこうであったらいいなという感想のようなものも含めて頂戴していますので、後ほど、またまとめて皆さま

んからご意見を頂戴する時間を取れると思いますので、まずはこれをちょいちょい見てもらうというかご覧になりながら少し話を進めさせていただきまして、後ほどまとめた時間のときに、もしご発言の方がいらっしゃったら伺いたいと思います。ありがとうございます。

それでは資料1・2・3について、よろしいですか。今後の方向性として、皆さん、ご納得いただいているということでもよろしいかと思えます。

それでは議題の2つ目になります。(2) 次期あおもり男女共同参画プランの成果目標(案)、それから参考データ(案)についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局の八木でございます。

資料4と資料5でございます。こちらは今回はじめて皆様にご提示するものになります。

資料4が成果目標ということで、資料5の参考データとどこが違うのかと言いますと、成果目標は毎年毎年、その数字を把握して進捗状況を確認していくというものになります。一方参考データの方は、プランの推進には非常に深い関わりがあるものの、例えば5年に1回しか確認できないとかいうようなことで、毎年の進捗を管理しているものとは、分けて整理したものになっております。

資料4の成果目標、現行では全部で10項目ございました。そのうち色がついているところは大きく見直したところでございます。

上から3番目、「県職員の男性の育児休業取得率」というのを新たに成果目標として追加しました。男性の育児休業の取得に関しましては、6月に法律が改正されたということもございまして、力を入れて取り組んでいく分野ではないかと考えております。

既存の成果目標の2番目、「県内事業所における男性の育児休業取得率」と、民間の取組についてはこれまでも成果目標として設定してその進捗を把握してきたところではございますが、県職員も自らこういったところに取り組んでいくということで、成果目標にはどうかと掲げさせていただいたものでございます。

特定事業主行動計画というのがございまして、これは国や地方公共団体が作ることになっています。県の場合は事業主が細かく分かれておりまして、知事部局、教育、教育もまたさらに分かれております。警察本部、病院局、それぞれが特定事業主行動計画を定めて、その中で育児休業取得率などを目標に掲げて取り組んでいます。

目標値として、今回は、「各特定事業主行動計画に定める目標値」という書き方をさせていただきました。本当は目標数値を書けるとよかったですけれども、まず特定事業主行動計画、右側の欄の※印のところにも書いておりますけれども、令和7年度または令和6年度を目標として各特定事業主が行動計画を作成しております。男女プランが最終目標年度を令和8年度にしておりますので、おそらくこの令和8年度に向けてさらに各特定事業主行

動計画は令和7年ごろになったら見直すと思います。その時点で数字を書き換えるというのも一つの手ではあったのですが、各特定事業主行動計画に定める目標値というような定め方をすることで、途中で男女プランを変更する必要がないというのも一つの考え方でした。

参考までに書いておられますけれども、※印のところ、各特定事業主が定めている育児休業取得率は15%ということで設定されています。この場合、令和2年度に策定した目標でございますので、今、実は既に目標を達成しているところもございまして、数値としてどうかということもございまして、令和8年度に向けて各特定事業主行動計画は更なる上方修正をして取り組んでいただくということも期待して、各特定事業主行動計画と連動してここは目標値をみていきたいと思っております。

もう1つ追加したのは6番のところございまして、「自治会長に占める女性の割合」という項目でございます。こちらは左から3つ目の欄に重点目標の該当数字を書いておりますが、重点目標7は、ちょうど成果目標が足りないところでした。現行では参考データにあったものなのですが、これを成果目標の方に昇格させて、毎年把握をしていきたいと考えております。

誰が自治会長になるかということに対して、県が直接関与するというものではありませんが、地域での女性の活躍を頑張ってくださいというような意識醸成の中で、自治会長に就任される女性が増えていくというような形で成果に表れればということで、これを目標の1つに考えたものでございます。他県でも成果目標にしている例もございましたので、その辺りも参考にしたいというところでございます。

それから逆に、目標を達成済みのため削除したのが下から2行目のところでございます。「各市町村における男女参画基本計画」、こちら40市町村、全てでもう策定済みでございます。更新することはあっても、なくすということは考え難いというところでございますので、これは100%達成したということで、こちらは目標から削除いたしました。

その他の項目につきましては、引き続きということではございますけれども、目標値については一部、国の計画に合わせて高めの数字に修正したのもございますし、ものによっては現状を維持しているものもございます。例えばそれは9番・10番辺りです。研修への参加者数、講座参加者数、これは講座研修を繰り返していくことで、既に受講済みの方も増えていく、一方、人口は減少していく中では、これをどんどん上げていくというのはちょっと辛いところもありまして、当面現状を維持していくということでもって目標値にはどうかと訂正したものでございます。

資料5の参考データ、これもたくさんあるものをほぼ継続ということになっておりますけれども、色をつけたところが新規の項目でございます。重点目標2に係るものが少なかったので1つ足しました。「高校卒業者の理工学部進学者に占める女性の割合」です。理系でも女性に活躍していただきたいということで、この値を把握するというものです。

重点目標3に追加した「あおりイクボス宣言登録企業数」でございますけれども、これ

は現行プランができてから新しく始めた制度でございまして、民間企業のトップの方、経営者の方が職場環境を変えていくことを宣言することで、男性が育児休業を取得しやすくなることなどを目指しているものでございます。

それから重点目標9のところに「子宮頸がん検診受診率」「乳がん検診受診率」を掲げておりました。これは女性の健康という項目のところに掲げたデータでございます。女性の健康ということなので無関係ではございませんけれども、男女共同参画という中で子宮頸がん・乳がん検診受診率を追加することに、ちょっと疑問を持たれる方もいらっしゃるかとは思いますが。こちらについても、ほぼほとんどの他所の県の計画では、こういったデータも把握して女性への健康支援を進めるのだということを出しておりましたので、参考データとして入れさせていただきました。

それから重点目標11のところ、削ったり追加したりというところは、こちらは県の意識調査を定期的に行っているものですけれども、その項目に合わせて適宜に修正したというようなものでございます。

以上が参考データということになります。以上です。

(大矢会長)

どうもありがとうございます。

今、ご覧いただきました内容について、何かご質問ですとかご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。目標値が果たしてこれでいいのかですとか、あるいは成果目標の設定で、参考データで新たに設定されたものがあります。それを入れていった方がいいとか、そうではなくて、いいんじゃないの?というご意見もあるかと思えます。

今、子宮頸がんとか乳がんとかと言われると。大切なところなのですが。

(千田委員)

ご説明、ありがとうございます。参考までに、所属しているNPOの方で乳がん検診の受診率向上を、ピンクリボン活動でやっているのですが。その時にメンバーと一緒に話をしたのは、「じゃあ乳がんも男女共同参画ってどう関りがあるの?」ということをどう捉えますかということで。それで今のところを出しているのは、女性だけの問題ではなくて、乳がんは日本の場合は欧米に比べて40代、50代が多いんですよね。私は子宮頸がんのことはあまり詳しくないのですが。

そうすると、やはり子育て期とか企業で中心になっている女性たちがこの病気に罹った時に、早く治療をすれば治るんだけど、本人だけではなくてご家族とかパートナーさんがいる場合はどうなるかとか、あと企業にとっても損失になる、会社にとっても人材の損失になるというふうに捉えておりますので、ご参考までにお知らせします。

(大矢会長)

ありがとうございます。まさにそこをお伝えしたかった。「他県が入れているから」ではなく、「何で入れるのか」というところをはっきりさせておかないと、後で「何だ、これ」と違和感を持ってしまう方もいると思うんですけれども。「いや、そうじゃない」と、今、まさにそういうご指摘でしたので、ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。山下先生、どうぞ。

(山下委員)

ありがとうございます。資料の5の参考データで、重点目標2の部分に「高校卒業者の理工系学部進学者に占める女性の割合」を新たに入れていただいたので、気になったことは、県内の高校に通っている生徒さんたちの大学進学率を男女別に出さなくてもいいのだろうかということ。懸念をしているのは、女性の方が低くなっているのではないかということです。

それと連動して、重点目標の2の部分は、女性の人材育成ということですが、成人女性のエンパワーメントは重要なのですが、もっと以前のところで支援をしておかないと、このエンパワーメントの効果の程度が限定されるのではないかと思うのです。

若年の方たちの進路という観点が私の中で今まで弱かったのが、参考データとして入れていただいて、改めて気づかされた点でした。そういう観点がプランにあってもいいのではないかと思います。以上です。

(大矢会長)

プランの中に、今の進学率の話

(山下委員)

どこかに書かれていると思うんです。ここだということを示していただけると助かります。理工系、STEM 分野への進学者もそうなんです、青森県としては若い人たちの大学進学、進路選択支援が十分にできているんだろうかということ。そこにジェンダーの格差が出ている可能性もあるのではないかということです。

(大矢会長)

ありがとうございます。

今のご意見に関して、何かありますか。

(事務局)

ご質問、ご意見、ありがとうございます。

理系に限らず大学全般への進学率のお話かと思います。プランの進捗状況をまとめるに

あたって、私たちの課で毎年、冊子を作っています。もちろんプランの参考データや成果目標の値も書いておりますし、様々な社会状況を示すデータもこちらに掲載させていただいております。

その中に高校卒業者の進学状況のデータも入れておりますが、女性の大学進学率は緩やかに上がっています。ここ近年では横ばいではありますけれども、傾向としては一般の大学の方はやや男性の方が高い感じにはなっておりますが、短大の方で見ますと女性が非常に多いというのもありまして、両方合わせた全体での進学率を見ますとほぼ五分五分、女性が51%、男性が49%で、進学率は、ほぼ五分五分という状態です。大学と短大での差はございますが、このような現状です。

引き続き、毎年、このデータは公表をしていきたいと思っております。

(山下委員)

ありがとうございます。専門分野別、専攻別というのはないですか。

(事務局)

あります。これも公表をしている冊子の中にございます。やはり理系の学部はやや男性の方が多いイメージはございますね。

これも工学、人文科学、理学、農学、芸術とか、様々な学部ごとの進学率の数字を毎年発表させていただいておりますので、これも引き続き出していきたいと思っておりますし、県民の皆様には見ていただければなと思います。

(大矢会長)

ありがとうございます。

重点目標2のところでは、やはり医療系の技術職、研究職が。やはり統計に、分野が偏っているから短大なのか、短大を選ぶから分野が偏るのか、それがよく分からないのですけれども。因果関係があるのかなのか分かりませんが。

確かに、例えば18ページに重点目標2があって、女性の人財育成とエンパワーメントの話が出てくるのですが。ここで注目されているのは、まずは理系のお話だったりするかどうかというのですけれども。教育の機会というのでも確かめてもいいのかもしれないですね。

(事務局)

事務局でございます。現行のプラン、エンパワーメントのところは確かに理工系の記載のみとなっております。その他、全体を見て、どこかにないかなということでございますけれども、例えば38ページ、重点目標12「教育、メディアを通じた理解の促進」のところ、現状と課題の2つ目の○です。「主体的に進路を選択する能力を身に着けられるようなキャリア教育、能力開発を推進することが大切です」と書かせていただいているところもあります。

ここの現状分析の中で一部触れているところがございます。

その次のページにいきますと、施策の方向で、学校における教育、どちらかと言うと理解促進力で、若年者の教育の方に重点を置いているところもあるかと思うのですけれども。それに限らず、学校教育における男女共同参画に関する理解促進というところからも、女性だから大学に行かないとかということでもなく、積極的に更なる上を目指していただくということは、大学進学前の教育の中でも取り組んでいただければなと思っていますところではあります。

(大矢会長)

この部分に含まれているという考え方ですかね。

前の意識調査の時に、学校教育の場では男女平等ではないみたいな意見が結構出てきているという記憶が。そうなりますと、ここは大事な話かもしれないと思います。

先生、いかがですか。

(山下委員)

ありがとうございます。38ページ・39ページの辺りにありました。児童・生徒自身の意識ということよりも、保護者も含めて、大人の意識が子どもの主体的な進路選択を阻害する部分が大きいのではないかと懸念を持ちます。

工学系の女性は、圧倒的に分野別ではやはり少ないわけです。工学系に進学をした時に、進路指導をなさる先生方とか保護者が、どういう職業や社会での活躍の仕方があるかという具体的な情報が十分ではないために、その進路が選択肢として例示されないという指摘もなされたりしているので、その子どもの主体性ということだけではなくて、主体性が生かされるような、周りの大人への意識啓発というところも、もう少し具体的に書き込めたらいいのかなと思いました。ありがとうございます。

(大矢会長)

ありがとうございます。

他の点について、いかがですか。「自治会長に占める女性の割合」、これは人数ではどのくらいになるんですか？割合で言うと、自治会長に占める女性の割合は、令和3年のデータで4.6%ですけれども。実際は何人、実人数。

(事務局)

実人数、全国3,393人のうち女性が155人となっております。

(大矢会長)

なるほど。ありがとうございます。これを10%にしたい、2倍以上に。なかなか難しい

のかなという気がしないでもないのですけれども。

佐々木委員、いかがですか、実際問題として、地域で女性の方が活躍をするということに関して。例えば自治会ですとか、組織の中で、どういうハードルがあるとお考えですか。

(佐々木委員)

やっぱり面倒をみるみたいな感じで、女性の方が必要だと思うんですけれども。結構、判断面においてどうしても男性と思う部分があるのではないのでしょうか。私の自治会などを見てみますと、会長さんで多いのは男性ですけれども。その周りの女性たちが、何かの時には皆で協力をしてという形が多いんですよ。だから上を目指すというのは、ちょっとという感じがするんですけれども。

確かに活動をする上では、女性の方がいろんな場面において、家の中でも、やることなどでも女性の方がやっぱり一歩前に出て活動をしているようには感じます。

会長とかになっちゃうと、またちょっとやっぱり、どうしても男性がいいんじゃないかという意見になっちゃうんじゃないかなと思うんですよ、私的には。

ちょっと私の周りのことしか分からないんですけれども。申し訳ありません。

(大矢会長)

いえいえ、とんでもないです。私の体験からしても、何となく今まで男性だったから男性でいいんじゃないかと。

名前だけでいいからとか言いながら、男性になるというケースがあるんじゃないかなという感じがしていますので。上げていくというのは、やっぱり難しそうですかね。

そうですね、誰かが手を挙げてどんどんやっていくというのはないんでしょうけれども。目標の10%にと。ありがとうございます。

他にご意見などある方はいらっしゃいますか。蒔苗委員、いかがでしょうか。

(蒔苗委員)

自分の身近なところになってしまうのですけれども。この間、たまたま区長さんを選ぶとか、指名をするという話があったのですが、やっぱり年功序列にこだわりがちなんですよ。

地域的には女性の方がすごく活躍をされているところが多いんですけれども、その活躍されている女性は男性をたてようとする、そういう形があるので、どうしても男性になりがちなと。

たまたま私のところの区長さんはずっと女性だったんです。その理由がとても不思議で、男性が早死にをすることがあった。そういうことで男性が参加しにくいみたいな、手を挙げにくいところがあったんですけれども。ちょっと体調を崩されたので、今は男性が区長をしておりますけれども。

だから年功序列というのをちょっと考え直さないといけないかなと。今、この状態は、そ

れこそコロナなど、どんどん時代が早く変わっていく時に、年功序列で、果たしてその地域をまとめて引っ張っていけるのかどうか、ちょっと考えてみるべきではないかと思いました。

(大矢会長)

ありがとうございます。地域のまとめ役のところ、生活に直結しますから大変なんだと思うんですね。ありがとうございます。貴重な情報でした。

いかがでしょうか、この重点目標、それから参考値。こんなものも入れておいたらいいんじゃないの？というもの、ありますか。よろしいですか。

ではそうしましたら、(3) 男女共同参画の推進に係る主な取組・関連事業（令和2年度実績・令和3年度計画）について、説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局でございます。資料6をご覧ください。こちらは新プランの方ではなく、現行のプランに基づく最新の取組の状況をまとめたものになりますので、次期プランの検討というよりは今のプランの進捗状況の資料になります。

最終的には、先ほどお話がありましたように、年末に冊子としてまとめられますので、年が明けてからになるかと思えますけれども公表することにはなりません。現時点で確定できたものということでまとめたものでございますので、後ほどご覧いただければと思います。

一部、実はまだ数値が固まっていないものもございまして、めくって見ていただきますと中にはまだ数値が入ってなくて、将来的には報告をされる予定ですよという記載のところもございまして、あくまでも現時点でということでご参考に見ていただければと思います。完成版は年が明けた時に、その時の社会状況の数値と併せて冊子として公表いたします。

以上です。

(大矢会長)

ありがとうございます。

今の資料6について、何か確認したいことなどありますでしょうか。

現行プランというお話ですので、今まででの議論とは違うのですけれども。よろしいですか。

では、(4) その他ということ、予定よりも時間をたっぷり取ることができましたので、今回、お配りいただきました資料全てに関して、それからそれ以前に皆様のお手元に来ていた資料、様々な議論いただいた内容全てに関わって、皆さん、ご意見をお持ちのところもあるかと思えます。それから先ほど「時間がありましたら」ということで、山下先生からいただいた資料8にあるご意見等、これ、後でとお伝えしましたので、これも含めて皆様からご意見を頂戴できればと思います。

30分近くあるので、次期プラン、これからパブリック・コメント用の原稿が出てくるわけですが、それに意見を言う最後の機会となりますので、お願いします。

では辺田委員からよろしいですか。

(辺田委員)

青森労働局の辺田でございます。

資料をいただきまして、ちょっと気になりましたのが新型コロナウイルス感染症の雇用への影響という部分でございます。

先ほど、全国のデータはありますが、青森県内についてのデータがないとのご説明がありましたが、労働局も同じ状況でございまして、改めて、全国の状況を調べてみました。

全国の分析をしているのは、総務省の労働力調査だと思います。2020年4月に休業者が増加しているのは明らかであり、女性の休業者が増加しています。

雇用者数で見ますと、非正規雇用労働者、特に女性、飲食業、生活関連サービス・娯楽業などの業種で顕著に減少しています。

一方、正規雇用労働者、正社員を調べたところ、こちらの方は、女性の方が男性よりも増加しています。確かに非正規雇用労働者の女性は影響を受けていますが、正規雇用労働者の就職が増加をしていて、最新の数字では失業者が減少している傾向もみられているところです。

新型コロナウイルス感染症の影響が続き、休業、雇止め、解雇などの不安を抱えている方が多いと思いますが、正規雇用労働者の求人を出すところも増えてきております。人材不足が長く続いている介護、医療、建設などの分野を含めて、幅広い視点で求職活動をしていく、新たな資格を取得したり、リカレント教育を受けたりすることが重要な時期だと思います。

今後、そのようなポジティブな視点での分析も県と連携しながら進めて、具体的な事業を展開できればと思っております。

(大矢会長)

情報提供、どうもありがとうございます。

三上委員から最初に質問をいただきましたけれども、そういう状況、明るい情報もあるということです。どうもありがとうございます。

コロナの影響は一時的なショックではないかと言われたんですけれども。私の専門でもあるんですけれども、まだデータがそろっていないので、はっきりとした長期的な傾向を把握できないんですけれども。やっぱり一時的なショックは非常に大きかったんですけれども、また揺り戻しが起こっているんだなという感じがしますね。ありがとうございます。

佐々木委員、先ほど伺ったばかりですが、何かご意見、ありますでしょうか。

(佐々木委員)

ないです。いろんなことを私も勉強をさせていただいて、事あるごとに男女共同参画、男女共同参画と言うんですけれども、まだまだ浸透不足がうかがえるなど。私自身、周りの人たちと接してみて、頭では分かっているんですが、いろんな本やメディアなどで感じているんですけれども、いざ、実際にじゃあ何をしているかと聞かれた時に、「なんも」という人が。やっぱり一番はお父さんかなど。身近な人でやっぱりそういう意見が多いものですから、私もせっかくこうして勉強をさせていただいたので、このことは、女性にとって大切なものですので、今、やっぱり少しずつ変わっていきける時代なので、広めていきたいと思っております。

(大矢会長)

ありがとうございます。意識を変えるのはなかなか難しいですけれどもね。少しずつ、少しずつ変わってきているようにも思いますので、私も頑張ります。ありがとうございます。では大澤委員、お願いします。

(大澤委員)

連合青森の大澤です。

今後、男女間賃金の格差など、男女の不平等解消、そのための男女共同参画は変わらず重要な課題であると認識をさせていただいています。

その上で、時代の流れもあって、男女の二元論に留まらない性のあり方、また多様性、また性以外にもなかなか多様性の尊重というものが、これから重要にされていくのかなど、私は感じておまして。その中で少なくとも性的指向、性自認、SOGIの尊重については、より明確にしながらジェンダーに関する課題として差別の禁止、あるいはハラスメントの撲滅にも取り組んでいかなければならないと考えておりましたので、是非、プランはプランとして方針を掲げさせていただいている中ではありますが、運用する中で是非ともそういう認識に立ちながら対応をしていただければなと思っておりましたので、是非ともよろしくお願いいたします。以上です。

(大矢会長)

ありがとうございます。男女共同参画って、男女となっているのですけれども、実際にはもっといろんなものが入っていて、多様性を尊重しましょうという考え方だと思いますので、いただいたご意見は貴重なご意見だと思います。ありがとうございます。

葛西委員、お願いします。

(葛西委員)

先ほど各分野の連携の話を申し上げたのですけれども。やっぱり、その先にあるのは県民

理解というか、啓発の促進を継続的に図っていくところに究極的にはいくのかなと思っていて。いきなりその議論をするとキリがないのですけれども、粘り強く取り組んでいくことが必要だと、改めて感じました。以上です。

(大矢会長)

ありがとうございます。連携、一人で頑張ってもどうにもならないし、一組織だけで頑張ってもということがありますので。ありがとうございます。

では小笠原裕委員、お願いします。

(小笠原裕委員)

確認したいことが1点あるので、よろしいでしょうか。

資料4の成果目標の3のところ、目標値のところ。この(仮)というのを本日の議論をもって取れることになるのでしょうか。それを1点、確認したいと思います。

(事務局)

事務局でございます。すいません、(仮)と書いたところをきちんとご説明をしておりませんでした。3番のところの各計画に定める目標値の(仮)というところは、今回の議論を踏まえて取りたいと思っております。

5番目のところ、家族経営協定締結農家数の1,450戸という目標については、所管課の方で、ちょっとまだ引き続き検討をさせてもらいたいということでしたので、検討の結果が出しだい(仮)を取るということにはなりますが、今日、明日はまだ取れないということでございます。

パブコメ時点でも間に合うかどうか、ちょっと分からないようですね。申し訳ございません。最終案としては絶対に取ります。

(小笠原裕委員)

分かりました。3については了解しました。私からは以上です。

(大矢会長)

ありがとうございます。

では山下先生、いかがですか。

(山下委員)

私からは資料8で意見を申し上げましたので、終わりにいたします。ありがとうございます。

(大矢会長)

ありがとうございます。

蒔苗委員。

(蒔苗委員)

ありがとうございます。見ていった感じではっきり分かるのが、「男性が」とか「女性が」とか「男女が」というのが、だんだん文字が省かれてきて、それが当たり前となってきているんだなというのを感じました。また世界的にもそういうことなので、まだまだ、これからどんどん男女共同参画が広がっていくと思います。

子どもたちは、そういう学習をしているので、勉強をしているので、またこれから10年後とか20年後とか、また違う世界が見えてくるのではないのでしょうかね。

(大矢会長)

ありがとうございます。

千田委員、お願いいたします。

(千田委員)

男女共同参画に20年近く関わってきて、最初は「何のこと？」と、本当にそこからきているんですけども。今、改めて思うのは、ダイバーシティとかマイノリティの話とかが出てきて、私たちも直接関わってはいます。ただ、やはり原点は男女共同参画社会基本法がなぜ誕生したのかというのは、先ほどの自治会長は男でいくとか、そういう部分の基本の部分が、男性とはこういうもの、女性とはこういうものという性別に関わる役割。

それが根強いからというのが一番の基本であって、ジェンダー平等というものはやはり男女統計とか男性と女性が置かれている位置とか、生活全ての環境が違うわけですよ。女性は女らしくとか、料理も覚えなさい、息子は別にいいかというような、そこら辺から育ってきているものを取り払うためには、やはり男女の置かれている位置を見て、男性がどう考えている、女性がどう考えている、その男女の比較をしないと。

夫婦が熟年離婚とか。アンケートを見ても、定年したら男性は「妻と一緒に旅行をしたい」、けれど妻は「もう解放されたい。お父さんと旅行に行きたくない」と。極端な話ですけども、でも多いんですよ。

だから意識が違うんだということは、やはり男女共同参画を進めていく時には必要だし、置かれている位置が違うんだよということを認めつつ、だから改正していきましょう、だからロールモデルは必要ですと。

そしてさっき乳がんのところで言い忘れたんですけども、一番大事なのは女性が自分を自分自身で大切にす、自分の健康を守るという意識。自分は後回しにしちゃう女性、多いですよ。忙しいからと夫を立てて、子どもは病院に連れて行くけれど自分は後回し。そ

それは決して社会にとってもあなたにとってもご家族にとってもいいことではないんだよということを発信していく。自分で自分を、エンパワーメントですよ、女性が意識をもって決断をしていくこと、それは決して悪くなくて、本当に対等になる道なんだというところを本当に思うんですよ。

そこでまたマイノリティの方のお話を聞いた時に、うちも性別欄は取りました。けれどアンケートには書いてもらっています。やはりそこでジェンダー統計、そこを意識しないと、やはり次に進んでいけない部分がある。その葛藤がとてもありますけれども。やはり基本は性別に基づく役割分担かなと思います。

(大矢会長)

ありがとうございます。まさにそうで、先人が高めてきてくれたからこそ今、多様性の話ができるようになっていっているので。最初の最初は、本当に男性はこうであるべき、女性はこうだから、だから我慢しなさいとか。男性でも女性でも我慢をしなさいと言われた、そういう社会でしたからね。

やはり、先ほどの賃金統計の話でもありましたけれども、賃金格差が依然としてありますし、就ける職業にもやはり壁があるのは間違いがないので、それが少しずつ和らいできている、やっぱりそれは努力を続けていかないといけないし。話を持っていきたいけれど、でもまずこれをやらなければいけないというのがあると思います。ありがとうございます。

では久保田委員、お願いします。

(久保田委員)

久保田でございます。教育の立場からいくつかお話をさせていただきたいと思います。まず重点目標 11 の 2 つ目の○ですけれども、非常に納得しております。その通りだなと思います。やはり小さい頃からの男子・女子の扱い方といいますか、学校における立場等がいつの間にか染みついているということが、やはりまだあるのかなと思っております。

ただ、最近におきましては、多くの学校において、女子が非常に生徒会活動、生徒会会長、副会長に立候補して学校の中心的な役割を果たしているということもございますし、ホームルームにおいても自ら委員長になるなど、男子がやるべきだとか女子がやるべきだとかということが非常に今は薄れてきております。

またどうしても肉体的な違いがありますので、重い物を持つのは男子というのはありますけれども、ただそこにもやはり女子も参画しておりますので、本当に今の高校生におきましては男女というものがあまり意識されていないのかなと感じております。

あと先ほど来、理工系に女子が進まないということですが、確かに保護者の方のご意見とか自分で自分を狭めているという部分もございます。ただ、最近は医学部に女子は非常に進路希望が高くなっておりまして、また合格もしておりますので、頑張っているのではないかなと思っております。やはり女子は、保護者の御意見もあるのですけれども、資格が欲しいと

いう考えから看護系とか医学系に非常に意識が向いているところであると、私は個人的には感じています。

あと学校現場の教職員ですけれども、最近は各分掌の主任にも女性の先生方が増えつつあります。少し前までは生徒指導と言えば男性の先生という固定観念がどうしてもついていたところがございますけれども、最近は生徒指導部であれ進路指導部であれ、女性の先生方の比率が非常に高くなっているところがございます。やはり力のある女性の先生に着目をして、その先生に色々なプロジェクトを与えて、支えて育てていくという姿勢が必要だと最近では感じております。私自身も、男女ということではなくて、やはり一生懸命やっている先生方には、何かプロジェクトを与えて少しでも育てていければと思っています。以上です。

(大矢会長)

ありがとうございます。元気が出てくるようなお話をありがとうございます。  
では小笠原委員、お願いします。

(小笠原尚子委員)

今、介護の現場では、元々介護の仕事って男女差別はそんなにないので、男性も女性も利用者さんのために頑張っているところでは、私自身、あまり男性だから、女性だからという意識が全くないので、こういった会議に参加させていただいて、世の中はこうなっているんだということはすごく勉強になっているところです。

すいません、1つ思ったんですけれども。成果目標の3番ですが、男性の育児休業取得率というのは男性の県職員の方がいて、育児休暇を取った方の割合ということでしょうか。

(事務局)

事務局でございます。子どもさんがいて、育児休業を取得する対象者になった人のうち何%かということです。

(小笠原尚子委員)

女性であれば育児休業の日数というのは、大体子どもが1歳を迎えるまでの、産休も含めると約1年あると思うんですけれども。男性に関して言えば、うちの法人で育児休暇を取った方がいますけれども、1週間だけとか、2週間だけとか。そういったところに男女差が現れているということは、そういうところにもやっぱり女性は育児をするべきという意識があるのではないかなと感じていまして。

だから、これは多分日数とかは関係がない割合になっていると思うので、そういうところも具体的に分かればいいのかと思いますので意見させていただきます。

(大矢会長)

ありがとうございます。そうですね、取ったということで、聴いたら1週間、2週間だと、育児の何が分かるの？という話になりますね。どのくらいの期間、取ったかという統計もあるかと思うんですけども。どうですか？目標に入れるのはまだ難しい感じですか。

(事務局)

そうですね、日数のデータを持ってはおりますけれども。目標の形に仕上げるのは今、とっさに思いつかない、どうすればいいのかなど。

(大矢会長)

ばらつきはありますか。

(事務局)

それはありますね。大体半分くらいは、やっぱり1か月未満。短いというイメージはございますね。

(大矢会長)

人数が少ない中で、平均の日数はあまり意味がないので、もう少し進んできたらもしかすると取得日数ということに着目をしていかないと意味がないことになりますね。

貴重なご指摘だと思います。ありがとうございます。

では松木先生、いかがでしょうか。

(松木委員)

立派なプランですので、是非十分な予算を取っていただいて、計画を実行していただきたいと思います。以上です。

(大矢会長)

ありがとうございます。

では三上委員、お願いいたします。

(三上委員)

コロナでデジタル化が一気に加速したと思うんですが。私は資料1の9ページの(10)に、デジタル社会への対応というのはちょっと違和感があるなと思っていまして。「デジタル化の進展は、生活の場や働く場に大きな変化をもたらしました」、それに「対応した人材育成も急務となっていて、この領域で女性が公平に評価され、活躍できることが求められている」とあるのですけれども。

デジタル化に女性に対応できていないということはないのかなと思っています。9月29日にデジタル化の推進フォーラムをやるのですが、そこに登壇していただく先生3人のうち、2人は女性ですし、また、総合計画審議会の田中ミカさんは本も書いていらっしゃいます。最近では起業家の女性がすごく多いのですが、そういう方はzoomとかをバンバン使って、オンラインセミナーとかもこなしていると思います。

そうした時に、女性ではなくて、もしかしたらその辺についていけないような方とか、あとご高齢の方が、おそらく対応が難しいのかなと感じましたので述べさせていただきました。

(大矢会長)

ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか、今のご意見。9ページの(10)。

(事務局)

確かにご指摘のとおり、どちらかというと高齢の方が大変というところはあるかと思えますし。若い方であれば対応されているところは事実だと思えますが。

先ほどの議論の中にもありましたとおり、周辺の人がどう思っているかというところですよね。本人はとてやる気があるのに、「女性だからコンピュータとかは触らずに」なんていうことをしゃべってしまう周辺の大人がいるというのは、やっぱりよろしくないのかなというところは考えているところでございます。

もちろん一人ひとりの女性は意識としてはあるのでしょうけれども、周りがそれを邪魔しないでいただきたいなということは伝えていきたいなと思っております。

(大矢会長)

なんか、もうデジタル化というより、一般的にスマホを持って日々触っているので、何か確かに言われるとすごく、なんだろうと。

(佐々木部長)

すいません、ここは私が入れてくれと言って入れてもらった項目だということを今、思い出しました。

デジタル化は、使う側のデジタルだけではなくて、デジタルを使っているいろんなサービスを生み出したり、あるいは新たなデジタル技術を開発したりすることも含めてのデジタル社会への対応というのを実はイメージをしております。

ですので、どちらかと言うと、先ほど議論になりました理工系に進む女性が少ないということもイメージしながら、デジタル化に関しては性別を問わず人材育成が必要だということで項目を入れさせていただきました。

文章はこれで適切かどうかちょっと考えたいと思います。ありがとうございました。

(大矢会長)

では、ここはご検討をいただくということで。ご意見、どうもありがとうございました。意図が伝わる方がいいと思いますので。ありがとうございました。

他に何か、これは絶対に書きたいということがある方、いらっしゃいますか。よろしいですか。

皆様から一人ずつ、ご意見を頂戴することができました。ありがとうございました。

そうしましたら最後に事務局から何かございますか。

(事務局)

お手元の資料としてまだ説明をしていない資料7でございます。スケジュールでございます。こちらについては前回の審議会と中味は同じものがございます。ご覧いただければと思います。第3回の審議会を12月に予定しているということを書かせていただいております。以上です。

(大矢会長)

ありがとうございました。

それでは以上で本日の議事は全て終了いたしました。円滑な議事進行にご協力をいただきまして、皆様、どうもありがとうございました。

では進行を事務局にお返しいたします。

(司会)

大矢会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。

最後に青少年・男女共同参画課長の小坂からご挨拶を申し上げます。

(小坂課長)

青少年・男女共同参画課長をしております小坂と申します。

本日は委員の皆様には長時間にわたりましてご審議をいただきまして、ありがとうございました。

本日いただきましたご意見、また事前にいただきましたご意見のうち、この場でご回答できませんでした部分につきましては、後日、文書にいたしましてご回答をしたいと思います。

スケジュールの方でもご説明をいたしましたけれども、それを踏まえまして再整理させていただきまして、パブリック・コメント手続きを今後行ってまいります。そのパブリック・コメントでの意見を勘案した次期プラン修正案につきましては、12月開催予定の第3回審議会でもたご審議をいただく予定でございます。引き続き、またいろいろお忙しいところを恐縮ですけれども、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

(司会)

これもちまして、令和3年度第2回青森県男女共同参画審議会を閉会させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。